

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	多賀町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.taga.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=781

執行機関名 多賀町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給に関する事務
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号) 別表第1 第14の項 要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	多賀町要保護および要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年3月1日教育委員会要綱第1号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		多賀町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱